

(藤井委員長)

評価シートの見方で何か質問はございますか。

それでは、これから評価をしていきますが、非常に事業数が多いため、前回同様未だC評価の部分と、それと新たにA評価になった部分を重点的にご説明いただきながら、皆さんと評価をしたいと思います。それでは、基本目標1からご説明をお願いします。

(事務局 小林)

基本目標1「高齢者を地域で支える環境づくり」について、事務局より説明

(藤井委員長)

基本目標1についてご説明いただきましたが、何かご質問やご意見等がございますか。

(上住委員)

今、医療・介護と地域の高齢者のところでは、いい意味ですごくうまくいっていると思います。私は歯科の専門ですが、例えば口腔ケアに関しての認識だと、介護する側の方たち、例えば介護士の方、周りの方、訪問看護師の方等には非常によく行き渡っているという感覚があるため、医療・介護連携の推進というところでは、昔よりはずっといい状況で進んでいると考えます。それは、やはり歯科医師会の先生方が、地域に積極的にかかわっていただけているということが実感としてはあるため、そういう意味では、この施策に関しては、うまくいっている可能性はあります。

ただし、やはりマンパワーがだんだん必要になると思いますので、そこをこれからどういうふうにしていったらいいのかというのは、大きな課題だと思っています。

(藤井委員長)

ありがとうございます。小地域福祉ブロックや、中学校区福祉ネットワーク会議等の地域のことについて、加納委員は何か意見やご質問などございますか。

(加納委員)

社会福祉協議会では、まさにここが携わっている部分ですので、小地域、中学校区というこの発信型をいかに地域に根差し、充実した活動、地域の1人1人が意識を高めてということに徹してまいりました。今報告があったとおりでと思います。

(藤井委員長)

地域白書というのは、具体的にどのような内容のものですか。

(事務局 小林)

町ごとに地域全体の地域自慢として、特にいいところをまず探し出し、地域の一押しの活動や取り組み等、その地域のホットな動きを参加者で考えます。今までもこのネットワーク会議で地域の課題について話し合っておりますので、改めてそこから見えてきた課題なども参加メンバーで話し合い、それをまとめ上げるというものになります。

(藤井委員長)

町というのは、自治会ということですか。

(加納委員)

自治会も入ります。地域によってはコミスクやいろいろな関係機関が入っている可能性があります。

(藤井委員長)

そうですか。やはり基盤にある見守りとか支え合いになると、小学校区では広くて、自治会区でも、身近なところで発見するということが難しいので、こういうふうに各町でやるというのはなかなかすばらしいことだと思います。

もう1つ、住民の方が課題を出し合っても、だれが住んでいるのだということで、全国的に結構失敗している例もあります。だから、この地域のアプローチは、むしろ地域のできていることやいいことを拾い上げて、そこから出発して、ビジョン、達成のための課題を出すという方式で、全国的にも成功している取り組みなので、ぜひこのまま進めていただきたいと思います。

あと、6ページについてご本人さんのご意見等を聞きながらということですが、これについて、あじさいの会の玉木委員はご意見等ありますか。

(玉木委員)

あじさいの会には当事者の家族が集まり、おしゃべりから始まりますが、やはり思うのは、事件は現場で起きているといつも思います。初めて会に参加される方はこれだけのネットワークが組まれていることもご存じない。あるからこういうふうにしたらというサジェスションをお話ししても、なかなか高齢のご家族も多いですから動き出せない。そういうときに地域の連携のシステムができあがっているようですから、ケースを持ってそこへご相談するということが少しでもできたら、もっと携わっている方にも、本人たちも本当はそう思っているのだとわかってもらえる。私たちの立場でも動けるような何かチャンスがあればありがたいと思います。

(藤井委員長)

やはり当事者さんが非常に重要ですので、ぜひこういう連携の部分では、そういうふうに横に進めていただくといいと思います。

(脇委員)

1-1のBの医療連携なのですが、高齢者生活支援センターやケアマネジャーがかかわっていらっしゃる高齢者以外の方、例えば権利擁護支援センターだけとか、保健所とかかかわっている場合は、そういった2機関でもこういった情報提供シートは活用することはできるのでしょうか。

(仲西委員)

これは西宮市と芦屋健康福祉事務所と芦屋市の高齢者生活支援センターの基幹的業務の方々と作ったものでして、基本的には、自宅から入院、そしてまた自宅に戻られる際に、その生活面の移行がスムーズであるように細かい部分の共通認識を持ちましょうということで、芦屋市と西宮で共通のルールをつくりました。

ですので、基本はその病院とケアマネジャーとのやり取りですが、私どもの健康福祉事務所のホームページ、西宮市のホームページからでもその連携シートはダウンロードしていただけますので、ご自由にお使いいただいて結構です。

(事務局 小林)

今の仲西委員の回答のとおりです。

(藤井委員長)

病院のメディカルソーシャルワーカーからケアマネジャーまでの連携がしっかりできていくということですが、地域生活にかかわった場合に、生活の近隣との関係とか、もっと広いネットワークのところで、ケアマネジャーがそこまでの把握をされた調整をされているのかどうか。これは全国的に、ただ介護サービスだけマネジメントするということだけでは済まないようになってくるとは思います。そういうところの課題というのはありますでしょうか。

(事務局 篠原)

委員長のご指摘のとおり、入退院時に関してもっと医療と介護の連携を深めていこうということで、国でも取組や介護報酬にも影響、算定されるようになっていますが、委員長がおっしゃるように、帰ってくるときにケアプランを作成する際に、単なる介護サービスだけではなくて、やはり地域の民生委員、自治会、それからインフォーマルな資源を含めて、どういった支えができるかということについてケアプランに盛り込むということは、市のほうも主任ケアマネを通していろいろな研修をしたり、実地指導の中で適正な介護保険のプランができているかということを確認させていただく中で、お話し合い、指導なりをさせていただいております。

ですので、やはりこれからますますそういった入退院が多くとなってきたときに、やはり介護保険サービスだけではなかなかまかなえないところが多いですので、市のほうも、逆にそういったインフォーマルな資源も含めて生活支援等どんな支援があるかということ幅広く周知するとともに、プランにも組み込んでいく必要があると考えています。

(藤井委員長)

こういう連携ができた次の段階で、病院のメディカルソーシャルワーカーも、地域のイメージが全然出ていないところがほとんどなので、地域側からそういうメリットをきちんと伝えないと、さっきような生活を支えるというプランまでなかなか行きつかない。これはもう全国的な課題ですが、ここまでしっかりできていると、次の課題としては、それが出ているということかもしれません。

(玉木委員)

あじさいの会に来られた中で本当に生々しく今の連携がうまくいっていないであろうというケースがあるのですが、そういうときはまずどこへ私たちは持っていったらいいのでしょうか。

(事務局 井村)

認知症のことでお困りということでありましたら。まず専門職がいる高齢者生活支援センターにご相談いただければと思います。

(玉木委員)

センターとしては十分かかわっている方でも、そこのご家庭の実態と若干ずれていくため、病院に入院するだとか、退院しないといけないとか、次の施設をどうするかというときに、本当にいつもそこのご家族は満足していない。十分にケアマネにケアしていただいているという実感を持っていない。そういうときに、もっとこういうふうに相談しなさいと言うのですが、それもできないケースは、こういうふうになっているよというのをどこにお伝えしたら、もう少し気を付けてケアしていただけるケースになるのかなと思います。

(事務局 松本)

高齢者生活支援センターにつきましては、それぞれを担当圏域が決まっています。その方が住んでいらっしゃる地域の介護サービスを含めた社会資源に精通されているところがあるとは思いますが、やはり相性もありますので関係性を作るのが難しかったり、うまく要望が伝わらないということもあるかと思えます。

そのようなときは、2通りありまして、1つは、例えば傾聴ができていないであったり、期待する役割が高齢者生活支援センターのほうで十分にできていないということであれば、委託元である市の方から指導させていただきます。玉木委員の知人の方はそうやって発信していただいておりますが、ほかの同じように思っ

ていらっしゃる方もたくさんいるかもしれませんので、教えていただきましたら、それは都度こちらのほうから指導させていただければと思います。

もう1つは、高齢者生活支援センター以外にも、居宅介護支援事業所が市内にも複数ございますが、やはり各事業所は特性も違いますし、得意不得意も違ってくるところでございます。要支援の方は、高齢者生活支援センターを利用させていただくのが基本ではありますが、そこから居宅介護支援事業所に委託して、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと生活全般を考えていくという手法もございますので、高齢者生活支援センターとうまく関係づくりがいかない場合であれば、市に言うていただければ、委託という形をつないだりもできると思います。まずはこういうルールなのだから、これどううまくいかなかったら我慢しなければいけないと欲していたくのではなくて、そういうときには、市のほうにも言うていただければ、関係性が悪くなってしまうような働き掛けはしないように配慮した上で、対応させていただきますので、そういう情報は、都度教えていただければありがたいと思っています。

(玉木委員)

わかりました。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(半田委員)

民生委員なので、地域密着で見守りをしていますが、女性の高齢者の方ですが、ひとり暮らしの男性の方で、お元気ですが認知が出ています。まるっきり縁者がいないので、その人のお友達が違う地域にいるのですが、時折見守りをしている人が情報を得たりして、私に伝えてくれます。聞いた感じだと認知が出ているなという感じなので、私の場合は、福祉センターの総合窓口につなぎまして、そこから高齢者生活支援センターへ行って、その方は今病院でちゃんと診察されています。それから権利擁護として、必要なものを付けようというところまでいっています。

ただ、自分の変化に気付いていないひとり暮らしの、体はお元気という方の掘り起こしをしないと、そういう方が増えてくるのかなと思います。

以前、ブロック会に回ってきてくださったときに、5月に私たちは「福祉を高める運動研究会」というのをやっていますが、私たちが動きやすいように例えば4月に、そこに挙げるにしても、なかなか自治会がもう少し理解がないので、訪問しにくいです。そこで、前もって私たちが訪問しやすいような、環境づくりをお願いしたいと思います。

(藤井委員長)

ご意見として承っておきます。仕組みができればできるほど、それを使って専門職がどういうふう実践をするかということがありますし、また、いくらそれをやっても、個別性があるって、当事者とか住民側がそれを熟知してそこを使っていけるか。また、それに対する代弁とか苦情とかをどういう形で受け止めていくのか。でも、それは一方的に聞いて受けるということになると、専門職も全部潰れてしまいますので、やはりここはネットワークで、全員で考えていって、向上していくというのは、結構芦屋の場合は仕組みができていますので、これをより充実させていただく。ただやればやるほどそういう課題が出てくるという話だと思っていますので、ぜひこれは課題として置いておきたいと思っています。

(事務局 井村)

基本目標2「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について、事務局より説明

(藤井委員長)

それではご質問やご意見を承りたいと思います。

(柴沼委員)

老人クラブでは、老人クラブ会員が商店かいろいろサービスを受けることができる「はぴねすカード」をつくりました。商工会や市の援助を受けまして、その商工会の会員へこの取組の参加をお願いをしまして、今年は200店舗を狙って活動をしております。

それから、もう1つ付け加えますと、老人会のいま会員が全国的に減っているということがございまして、いま全国的に100万人増強運動というのをやっております。その一環として、私たちも努力していますが、全国的に会員数がどこでも減っている中、芦屋だけはそんなに減らないという実績がありました。今年は少し減っていますが、実績が全国的によかったということで、表彰を受けました。

もう1つ、老人会の運動として、我々は自治会の援助もしなくてはいけないというふうに考えており、そういう活動もしていますが、なかなか一般的にはまだわかってもらえない。老人会で援助してくれ、もっとやってくれという話もございましたので、それに従って活動をしてまいりました。まだまだ十分ではありませんが、そういう活動も続けてまいりたいなというふうに思っています。

(藤井委員長)

ありがとうございます。社会参加というのが非常にキーワードになっておりますので、拡大していただきたいと思います。ほか、いかがでしょうか。

(原委員)

いまひとり一役活動について教えていただきたいのですが、これは芦屋の独自制度ですか。それとも全国制度ですか。

(事務局 浅野)

地域支援事業というものが、国の実施要綱にありまして、その中でこういったボランティアポイントのような事業も実施が可能とされており、幾つかの市で実施されているものです。主に関東のほうで取り組みをされているところが多いのかなという印象です。

(原委員)

要は、国のメニュー事業ですね。

(事務局 浅野)

そうです。

(原委員)

今のご説明ですと、もう既に関東中心でそこそこの実績が上がっており、それを芦屋市で採用されたという、そういう流れでよろしいか。

(事務局 浅野)

そうです。

(原委員)

2つ目ですが、この事業の将来像はどういう事業に育てていこうというふうに思われていますか。目標といったものがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局 浅野)

29年度の目標としましては、初年度ですが、200人の登録ということで目指していましたが、いま現在、先ほど申しましたように、123人の登録をいただいているという状況です。

それと、全国的な制度ではありますが、芦屋市の独自のアレンジを加えておりまして、ボランティア、社会参加を若い方に参加していただきたいという思いがあり、二十歳以上の参加を可能としておりますので、今後、将来像としては、若い世代にもっと加入を進めていきたいというふうに思っております。

(原委員)

こういう方々が多分地域のリーダーになっていくだろうと思います。ですから、そういう意味も含めて、これは良い事業だという印象を持ちましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(藤井委員長)

ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。

シルバー人材センターの生活支援型訪問サービスに関して北田委員は何かありますか。

(北田委員)

私もシルバー人材センターの方で、平成29年度の4月から事業者として参画をしたということですが、それまで、軽度生活援助事業という家庭の支援をやってきたという経緯がございましたので、ある面スムーズに移行できたのかなというふうに思っています。

ただ、その際に、シルバー人材センターが参画できるように要綱なり、規則なり、そういったものが、市と十分意見交換をさせていただいて、反映していただいたことが、スムーズに参画できたのかなというところでございます。

専門の介護福祉士やそういった専門職以外に、研修を受ければ従事ができるということで、現在100名を超える会員が登録しており、いつでも要望があれば行けるというような状況をつくっているということでございます。他のセンターも取り組んでおられますが、全国的にみますと、芦屋のシルバー人材センターは、非常に利用者が多いのかなというふうなところをお聞きしております

それから、市が研修をシルバー人材センターに委託していただいておりますし、センターを知っていただくということにもつながっておりますし、会員が登録されて、その研修を受けられて、それで仕事に従事されるという体制ができていますので、研修をセンターでやっていただいているというところでも非常にありがたいところかというふうに思っております。

(藤井委員長)

いわゆるA型と国が名付けているところですね。なかなか全国的にうまくいっておらず、いろいろな理由がありまして。芦屋の場合は、順調にスタートしているという報告だったと思ひます。

要は今回国のこれから人口減少や高齢化率が伸びて、若者が減るので、この20年間くらいでその担い手不足が決定的になる。ですから、プロを重介護の方に移して、軽度のところを市民参加的に移行となります。

ただ、もう1つだけ、私もこの件で質問をさせていただきますと、おひとり暮らしの方とか、中にかかわりが難しいという従来ケースがあって、そこはちょっといわゆるA型のところにするのか、そこはプロで行かれるのか、そういうアセスメントや提供の考え方というのはどうなのですか。

(事務局 篠原)

芦屋市におきましても、やはり委員長がおっしゃいましたように、中には認知症の方であったりだとか、重度の方で、なかなか生活支援型の訪問型サービスにそぐわないような方もいらっしゃる。そういうときは、やはり専門職のそういった訪問介護のヘルプやショートステイで用意をする必要があると思ひます。

そういったときには、きっちりとこちらのほうで高齢者の窓口、また、高齢生活支援センターの相談を受けた際に、芦屋市独自のアセスメントシートを使いまして、必要かどうかの見極めをきっちりさせていただく。その中で、生活支援型の訪問サービスで可能だという方は、そういう形でサービスの導入になりますが、具体的なそういった専門的な介護士による認知の方、重介護の方への支援が必要な方については、介護認定を受けていただいたりする中で、支援に入っていただくように取り組んでいるところです。

(藤井委員長)

ありがとうございます。

そこは、逆にしっかりすることが、シルバー人材センターさんもご活躍が拡大できるということでもあろうかと思えます。

(北田委員)

これは今訪問型なのですけれども、私どもでは通所型ということで、シルバー人材センターを居場所として使っていただきたい、通所型の何かサービスができないかなということで、シルバー人材センターに来て、楽しんでいただける憩いサロンというのを開催させていただいたり、介護予防講座を開催させていただいたり、小町カフェというのを去年の10月にオープンしました。これは会員さんが就業しており、喫茶、軽食、主に喫茶ですが、どなたでも来ていただいて、お茶を飲んでいただいて、コミュニケーションを図っていただこうかなというふうなところで、開所をさせていただいております。

まだスタートしたばかりですが、少しずつ利用者も増えてきておりますし、憩いサロンは定員が20名くらいにしていますが、ほぼ満杯ということで、1年間来ていただくということで、月曜日と木曜日の2つのコースでそれぞれ開催しておりますが、年間40回開催しております、これも非常に好評でございます、アンケートも取っております。非常によかったという評価をいただいておりますので、そういった事業も、私はできるだけ積極的に、市の支援を受けながら、やらせていただきたいなということです。

(上住委員)

施策の生きがいつくりの推進、現状高齢者という言葉がここに入っていますが、一応高齢者というのが65歳以上というふうな定義というか、あるとは思いますが、ただし、いま、やはり健康年齢が上がっていますので、高齢者というときに、御自身が高齢者と自覚されていない方も当然おられるかと思えます。

それで、やはりその高齢者の定義を少し引き上げて、75歳以上にしようかというような議論もあるかと思えますが、やはりそういうことを考えると、例えばこの老人クラブという言葉は、非常に何か、そこへ入るにしても、自分自身が、「え、老人なんか」というような感覚になられる方もいらっしゃると思いますが、もし何かそろそろ社会貢献しようというふうなことで入られた方であれば、「え、もう老人なんか」という感覚ではないと思います。この健康がお年寄り、高齢者の方というのは。ですから、その辺のことも含めて、例えば情報提供するとき、そういうふうなところを考えていただくと、もう少しいま現在の老人クラブの会員数が増えたり、それからやはりそういうふうな社会貢献に対してやっというふうな感じが出ていくのではないかというふうな気がします。

ですから、やはり、その入会が、例えば65歳以上の方でないといけないとかいうことではないと思いますが、そういうのが少し、今まで会社とかいろいろなところにおられた方ではなくても、それをリタイアされて、もう少し時間が自由になって、それでなおかつ社会貢献しようというふうな方という定義というか、

くくりのほうがいいかなというような気はします。これは、ちょっとわからないですが。

まずその中でのその高齢者というのは、どういうふうな定義というか、お考えなのかというのを教えていただきたいと、そういうことです。

(事務局 井村)

一応高齢者というのは、一般的に言われていますのは、おおむね60歳ということで実際には60歳より若い方も入会しております。ただ、おっしゃるとおり、自分は高齢者ではないというふうなことで、そういった活動に参加をためらわれる方もいらっしゃるかとは思いますが、老人クラブにつきましては、いまこの場では、広く知られているということで老人クラブというふうには呼ばせていただいています。はびねすクラブというふうな名称で進めておまして、老人クラブもそういった抵抗がないような見え方というか、工夫をしていただいております。芦屋市としても、一般の方がどんどん参加できるような、そういう周知の方法や見せ方についても、今後考えていきたいと思っております。ご意見、ありがとうございます。

(藤井委員長)

なかなか貴重な提案で、確かに統計上10歳上がっていますし、健康年齢が。だから、概念がずれて、今後変わってくるし、多分意識されていると思うので、やはり男性の問題が大きいので、男性の参加がしやすいようないろいろなことを、多分個々の老人クラブも考えていらっしゃると思っておりますし、大きな課題としてご提案いただき、ありがとうございます。

(多田委員)

芦屋市のコミュニティ・スクールから出てきております。打出浜コミスクの委員長をしておりますが、私もこの話を聞いておまして、私も一応高齢者には入っていますが、コミスクというのはどうしても子どもが相手なので、なかなか皆さん方の活動に参加できていない部分があると思っております。私は自治会の役員もしておまして、その中でやはり老人クラブというのがあったら、自治会の中でそれはという話があって、うちのほうは友愛クラブとなっております。

コミスクとしては、どうしても学校中心なので、どうしても地域性があります。うちのクラブ、打出浜小学校区に関しては、自治会も、それから民生児童委員さんの皆さん、コミスクの幹事会に出てきてもらっています。その中でいろいろ報告を聞きますけれども、皆さんがいろいろなことをしていることは私たちができればいいのですけれども、そういう情報があまり入ってこない。ただチラシがきて、こんなのをやるから人を集めてくださいというような形なのですけれども、もっと私たちが参加できるような、スポーツクラブとかありますよね、老人と言ったらいけないのですけれども、運動とか、そういうものをもっとこう、市のほうからというのが広報だけで、パッと目できるのではなくて、やはり生の声でお話ししてもらったらいいいのかなと思っております。

今日もここで聞いて、本当にやっていることは素晴らしいことです。これから高齢者もどんどん増えることですし、私もいずれお世話になるかもしれないので、その中でやはり自分も勉強していきたいし、自分のコミスクの中でも伝えていきたいなど、こういうことをやっているのだよと、もうちょっと目を通せばそこにしようかという話も出てくるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(藤井委員長)

ありがとうございます。ご意見として承りたいと思っております。

それでは、基本目標3のほうに移りたいと思います。では事務局からご説明をお願いします。

(事務局 松本)

基本目標3「総合的な介護予防の推進」について、事務局より説明

(藤井委員長)

いかがでしょうか。何かご指摘等はございますでしょうか。

(仲西委員)

12ページ、介護予防事業の評価のところ、主観的健康観とありますが、結局主観というのはあくまで主観なので、そうではなく、やはり事業参加前後の体力測定が客観的に数字として出ますので、そういうところをきちんとやはり押さえていかないと、効果の判定としては十分ではないと考えます。

65歳以上の方の5%が介護予防の対象、全国的にはいきいき百歳体操ですが、これまでに参加されていると介護保険料が少し下がるというデータもありますが、客観的评价というのをきちんとしていただきたいと思います。

(事務局 松本)

委員からご指摘のとおり、体力等の測定項目について、これは二次予防の頃から国に示されておる項目については評価を続けて、今後もその評価をホームページ等で公表させていただきたいと思っております。

また、いきいき百歳体操のほうにつきましても、市内の高齢者生活支援センターの保健師中心に、今年度も、近隣市の教室に参加させていただいたり、また、事業を開始されている担当の方とお話もさせていただきました。実際に市内でも一部高齢者生活支援センターの保健師中心に実施していただいている部分もございます。

そういった分も合わせまして、最初に申し上げましたように、多様な通いの場があるということをしては介護予防と考えておりまして、その中から市民の方に選んでいただいて、需要が大きいものであれば大きく進めていけるような形をつくっていききたいなというふうに思っております。

(藤井委員長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(仲西委員)

介護予防体操については、やはり住民の自主的な参加、自主的にやっていないと、継続しないと、これは継続していかないとこういう体力の維持ができませんので、自主的に活動するようにもっていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

(藤井委員長)

ご意見として承りたいと思います。

(事務局 松本)

基本目標4「介護サービスの充実による安心基盤づくり」について、事務局より説明

(藤井委員長)

先ほど有料老人ホームに対してありましたが、芦屋はサ高住の関係はどうなっていますか。

(事務局 松本)

芦屋市内には1カ所です。南のほうにシニアライフパレスというものがござい
ます。そちらについては、併設でシニアライフコートという、こちらは地域密着
型の小規模多機能、グループホーム、特定施設をされている事業所があります。
地域密着の事業所ですから運営推進会議等で市や地域と連携もきちんと取れてお
ります。シニアライフパレスでも何かありましたら必要に応じてご相談いただい
たりという関係ではあります。

シニアライフパレスに併設して居宅の事業所もございしますが、そちらについ
ても集中減算と呼ばれるような、その事業所を偏って使うというような状況には陥
らずに、まんべんなく市内の事業所を使っていただきながら運営していただい
ているという状況です。

(藤井委員長)

ありがとうございます。なかなかこれは規制ができないので、土地の問題もあ
りますが、これからどんどん入ってきたときにどうするかというのは、他市もか
なり苦労しているところで。芦屋の場合はこういう状況だということですね。

(上住委員)

少し私も教えてほしいのですが、市内の介護老人福祉施設の、純然たる芦屋市
民というか、芦屋の方で芦屋のそういう施設へ入られている方はパーセントかわ
かりますか。もしくは、どれくらいの方が例えば特養入居待ちですか。例えば、
ほかの地区だと東灘の方か西宮の方とか、西宮の方でも特養に入っていらっしゃ
るとか、当然あると思いますが、芦屋の方で、終の住みかではないですが、やは
りそういうところへ入居したいという希望があっても、なかなか空きがないとか
いうことがあるかもしれません。その辺で、芦屋での充足率というかというもの
がもし今わかるなら、できましたら教えていただけたらありがたいかなというふ
うに思います。

(事務局 篠原)

市内の特別養護老人ホームの芦屋市民の方が入られている平均は、大体78%く
らいとなっております。ただ、施設によって、若干市内の方が多施設もあると
いうふうに確認をしております。

実際のところ、先ほどの待機者のところでいきますと、施設長の方々にお話を
聞いたり、実際の待機者の中でいま待機はしているが当面はいいよという方も中
にはいらっしゃって、そういう人数を減らしていくと、実質およそ200名の実
質として待機者がいるのではないかと関係施設の施設長も含めこちらのほうは認
識しております。その部分のうち計画では、特別養護老人ホームは整備するの
ですけれども、特別養護老人ホームだけではなくて、加えて定期巡回随時訪問サ
ービス等24時間の在宅支援のサービスも含めて、整備していきたいと考えていま
す。

(藤井委員長)

待機者の重複は、やはり名寄せするとかは難しいのですか。

(事務局 松本)

名寄せ前の数字ですと800近いのですけれども、名寄せさせていただくと、
570程度というところになっております。

(藤井委員長)

今後入所というか、居住施設もそうなのですけれども、やはり在宅と考えると、
定期巡回もそうですけれども、やはり小規模多機能の充実が課題だと思うが、充
足率が6割くらいですか。

(事務局 松本)

そうです。

(藤井委員長)

この要因というのは、どういうものが芦屋の場合考えているのでしょうか。

(事務局 松本)

一般的には、小規模多機能を使おうと思いましたが、ケアマネジャーが変わらないといけないので、例えば、Aという事業所のケアマネジャーを使いながら、ほかの事業所のサービスも使えるのですけれども、この小規模多機能については、そこにいるケアマネジャーに計画を立ててもらわないといけないというところがあります。ですので、そこがネックになっていると県等も分析しているのですが、一方で、県等が国に要望しているような小規模多機能以外のケアマネジャーが計画作成をして小規模多機能を利用できるように緩和したほうが利用されやすいかお聞きしますと、それは違うとのお答えが返ってきます。1人のケアマネジャーがその利用定員最大29名のプランを作るからこそ、泊まり、訪問、通所の柔軟な対応ができるので、そういった緩和はしてもらっては困るというような声をいただいております。

となりますと、やはり小規模多機能の良さをケアマネジャーや市民の方に伝えるのが第一かと考えておりますが、広報に小さい記事を載せるくらいしか現状としてはできておりません。本当に必要とされている方というのはいらっしゃると思いますので、そこに周知する方法は何かないかお話を続けている状況です。

(藤井委員長)

最終的にご家族やご本人の判断ですが、ケアマネジャーが自分のお客を取られるから紹介しないというのはよくないです。徹底的にそこを解決しないといけません。小規模多機能がもう少しきめ細かくなると、在宅は支えられないので、ぜひこの点をさらに努力していただきたいなと思います。

では、全体に渡って何かございますか。

(北田委員)

施策2-1のスポーツ活動等の推進のところ、Bで申し上げますと①と②の施策がありますが、②の施策について進捗状況はどうかというところが少し読み取れないところがありましたので、ここをお聞きしたいと思っております。

また、Dの②のところも、これも総括的に書いてあるのですけれども、充実について検討というのはどういうふうに行われているのかというところをお聞きさせていただきたいと思っております。

(事務局 井村)

まずBの②番につきまして、補足させていただきます。

世代間交流ということで、ファミリースポーツとして、ニュースポーツになるクロリティや公式輪投げを地域でできるように推進しているという点と市と県にレクリエーション協会というものがございまして、市のレクリエーション協会の会長が県のほうに出向き、その場で情報交換等をし、その情報を基に研究を進めております。

Dの②番につきましても、だれもが利用できる公園やウォーキングコース等の整備、充実について検討ということで、こちらのほうで実施していることにつきましては、潮芦屋実施しているファンランやウォーキングコースの看板等の修繕等に努めているというところでございます。

(藤井委員長)

それでは、かなり時間が迫ってきましたので、私のほうから全体的に感じた感

想程度になりますが、少し話しておきたいと思います。

お聞きしたなかでは老人クラブの参加度が非常に高かったり、シルバー人材センターのご活躍だとか、ひとり一役だとか、高齢者の多様な参加ということが各団体や市民団体によってうまく促進されていると今日の皆さんのご意見からも、事業評価からも感じました。これは、さらに進めていただくということです。

これと関連しまして、私見が入りますからあまり言えませんが、やはり介護予防事業の評価は難しいということだけ述べさせていただきたいと思います。達者で長生きするという健康領域を上げるということが大きな目標ですが、今までの介護支援事業は、非常にやはり狭くて、個人還元主義なのです。要するに、そこへ行って、体操をして、健康だということですが、もう国際的にはもっと社会的な要因が大きいとしています。要するに、ソーシャルキャピタルといいます、信頼とお互い様のつながりがないと、健康度もものすごく下がる。そうすると、これは地域づくりになるのです。そもそも孤立している人が介護予防事業の場には出てこないということなのです。だから、介護予防事業評価というのは、出てくる人、さらに出てこられる人を広げるというのはもちろんいいが、それだけをもって介護予防というのではなく、孤立しない参加の仕方が結果的には健康度を増すということです。それは測定がなかなか難しいのです。

だから、そういう広い視野を持ちながら、介護予防事業のプログラム評価も、それは1つの評価であるというくらいの限定付きでしたほうが、これだけを自己目的にやると、なかなか難しいという感想は、ちょっと私見も交えていますが、ありますので、さらにそういう視点で進めていただければと思います。

そしてもう1つ、前半の基本目標1のところ、特に玉木委員からのご意見がありました。退院連携やいろいろな相談の仕組みが、高齢者生活支援センター等で他市に比べて非常に充実した取り組みをされていると思います。かといっても、やはり当事者からしたら、相談に不満があったりとか、いろいろあるわけです。これは絶えず起こってくるのですが、大切なのはそのことの苦情や当事者側からの評価を絶えず自分の中で吸収して、みんなで改善していくということが重要だと思います。そういう意味では、来期の計画も市民や当事者側からの評価の仕組みを高めていくということが非常に重要で、これは当然課題として、絶えず私たちが思っておかないといけないことだと思います。

最後に、さらに私の分野もそうですが、半田委員からもありましたが、おひとり暮らしで認知症の方というのは、ご自身が気付かないわけになかなか発見が難しい。やはりこの根っこのところを早期発見、早期対応をどうしていくのかという部分が課題です。これはもう、これからおひとり暮らしが増えて、おひとり暮らしが増える延長線上に認知症の問題がありますから、民生委員だけではなくて、総市民参加で、監視ではなくて見守る体制をさらに、根っこのところで進めていかないと、この問題はなかなか解決しません。これから増えていくのですから。

これはいままでの核家族が辛うじて、脆弱であろうと家族がいる中で支えるいろいろな介護保険や高齢者の仕組みから、今後はひとり暮らしの人を支えるということをししないと、家族機能がもう決定的にない。施策に転換しないと、もう解決しなくなっていく。だから、その前提に立って、今後のこの各事業の評価をし、来期の計画も、さらにそういう点を持って進めることが今後重要になってくるということを改めて感じた次第です。

皆さんからの積極的なご意見とか、ご提言をいただけて、さらにこの長寿プランの評価が上半期できたと思います。ありがとうございました。

(事務局 篠原)

ありがとうございました。貴重なご意見をいただきまして、こちらも、皆様からの意見に基づいた視点というのを、きっちりと次期の計画の中でも進めていきたいと思いました。

次期の計画につきましては、現在、平成30年から32年度の第8次芦屋すこやか長寿プラン2.1として策定をいたしまして、先日ホームページで市民意見の募集を行い、議会への報告も終わっております。製本が30年の3月から4月くらいにできあがるかと思っておりますので、皆様に次期の計画についてお届けしたいと思っておりますし、特に老人クラブやシルバー人材センターの充実といったこともそうですが、地域で孤立した方をいかに地域で支えたり、介護予防に自主的に参加していただくかという点について、きっちりと取り組んでいきたいと思っておりますので、その部分について、来期の評価委員会の中で、きちんと進んでいるかというところをご意見をいただけたらと思っております。ありがとうございました。

(藤井委員長)

それでは、これで閉会いたします。